

お知らせ

長浜市民間建築物アスベスト含有調査補助金制度

市では、アスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的に、市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を助成します。

【受付期間】 5月9日（月）～12月22日（木）

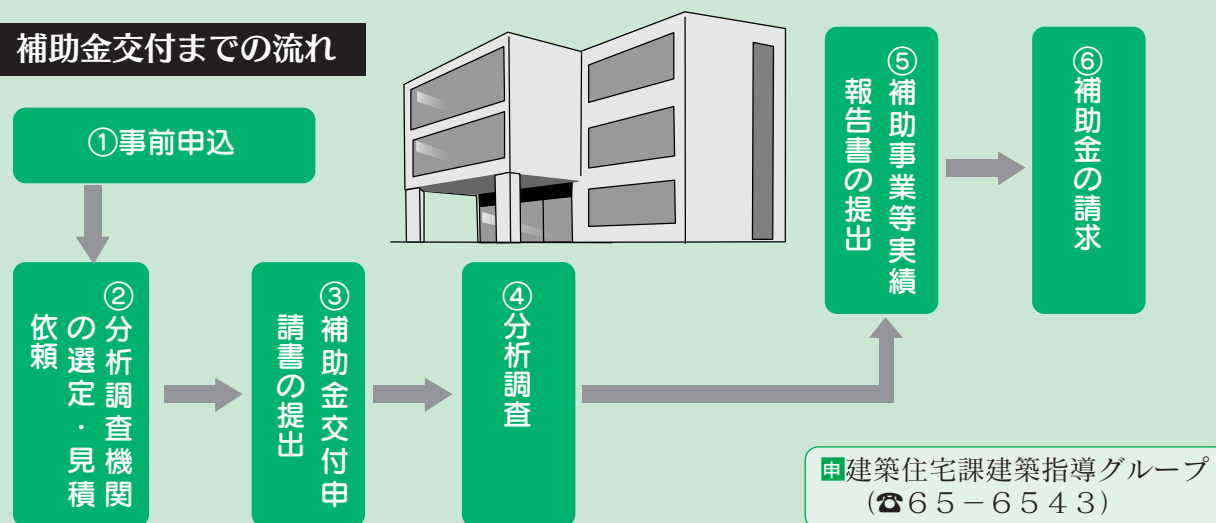
【補助金の交付額】 アスベスト含有分析のため、分析機関に支払う経費
※なお、補助の対象となるのは、1棟当たり、複数の階で違った種類の吹き付け材があることを想定し、25万円を限度としています。（一般的に1棟あたり8万円前後です。）

【対象の建築物】 ○吹き付け建材が施工されていることが確認され、アスベスト含有の恐れのあるもの
○確認済証の交付を受けて建築されたもの
○当面解体（除去）、増築、改築する予定のないもの
○アスベスト含有調査に関して、他の国庫補助金等を受けていないもの

【補助対象者】 ○対象建築物の所有者又は管理者若しくは組合の代表者
○市税を完納している人
○補助金の交付決定後に吹き付け建材のアスベスト含有分析調査（6種）を行い、補助事業実績報告書等を提出することができる人

【その他】 ○分析調査は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧」に掲げる機関又は同等以上の分析能力を有する機関で行う必要があります。
○定性分析（アスベスト含有の有無）の結果がアスベスト有の判定の場合、定量分析（アスベスト含有量調査）を行うこと。（当初申請は、定性分析・定量分析の両方を実施する計画で提出してください。）
○事業予算内での補助となります。必要な書類がそろっている人から順次受付をおこないますが、補助できない場合もありますので、必ず事前に相談ください。

補助金交付までの流れ



お知らせ

木造住宅の無料たいしん診断を行います

（長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業）

市では滋賀県で登録された耐震診断員を派遣し、市内の木造住宅を対象に無料のたいしん診断を行います。

対象となる木造住宅

市内の次のすべての要件を満たす住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ②延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④木造軸組工法のもの（枠組壁工法、丸太組工法等でないもの）

対象者

対象となる住宅を所有する人

耐震診断の内容

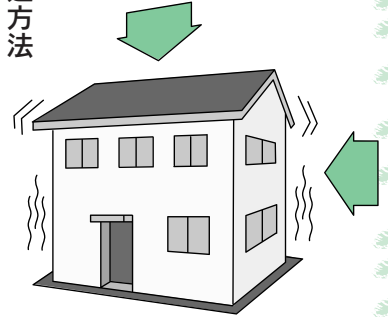
「滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。

予定棟数

40棟（先着順）

申込期間

5月9日（月）～6月30日（木）



申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、付近見取図および建築物の建設時期・延べ面積のわかる書類を添えて建築住宅課まで提出してください。

建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類

- ・確認通知書
- ・固定資産税課税明細書
- ・建物の登記簿 など

※いずれかの写し

※申込用紙の郵送を希望される人は、次まで。

問 建築住宅課建築指導グループ (☎65-6543)

木造住宅の耐震改修等工事補助

耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事と耐震工事と併せて行われる地震災害時の一助になるバリアフリー改修工事に対しその費用を一部補助します。

■対象となる木造住宅

- 市内の次のすべての要件を満たす住宅
- ①耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
 - ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
 - ③延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
 - ④階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
 - ⑤木造軸組工法のもの（枠組壁工法、丸太組工法等でないもの）

■対象者

- 対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
- ①市税等の滞納がない人
 - ②対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

■補助の対象となる工事

- 工事費の総額が100万円を超える次の工事
- 耐震改修工事
耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満（倒壊または大破壊の危険性がある）と評価された住宅を0.7以上にするための改修工事
 - バリアフリー工事
耐震改修工事と併せて行う段差解消など地震避

難時の手助けとなるために改修する工事

■設計者・工事施工者の選定

補助の対象となる工事を行うために必要な設計や工事の施工は、滋賀県講習会修了者登録名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。

■補助金の額

対象となる工事費	100万円超え 200万円以下	200万円超え 300万円以下	300万円超
補助金の額	20万円	30万円	50万円

*平成23年度に限り、上記金額に30万円上乗せされます。（滋賀県内で先着50件限り）

■申込期間

5月9日（月）から6月30日（木）まで（事業予算内で先着順）

■申込方法

着工前に申込みください。申込時に設計図・見積書の提出が必要ですので、必ず事前に相談ください。

問 建築住宅課建築指導グループ (☎65-6543)